議案第39号

取手市税条例の一部を改正する条例について

取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出

取手市長 中村修

提案理由

公益信託に関する制度の見直しに伴い、寄附金税額控除の対象となる寄附金を定める規定を整備するほか所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市税条例の一部を改正する条例

取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が,前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には,法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては,当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において,当該控除額が当該所得割の額を超えるときは,当該控除額は,当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

(2) 所得税法第78条第2項第2号<u>から</u> 第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41 条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。)のうち、次に掲げるもの

ア (略)

イ 公益信託に関する法律(令和6年法 律第30号)第2条第1項第1号に規 定する公益信託であって,同法第3条 第2号に掲げるもの(茨城県知事が認 可したものに限る。)の信託財産とす

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が,前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には,法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては,当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において,当該控除額が当該所得割の額を超えるときは,当該控除額は,当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) (略)

- (2) 所得税法第78条第2項第2号<u>及び</u> 第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規 定により特定寄附金とみなされるもの を含む。)並びに租税特別措置法(昭和3 2年法律第26号)第41条の18の2第2 項に規定する特定非営利活動に関する 寄附金(その寄附をした者に特別の利益 が及ぶと認められるもの及び出資に関 する業務に充てられることが明らかな ものを除く。)のうち,次に掲げるもの ア (略)
 - イ 公益信託に係る主務官庁の権限に 属する事務の処理等に関する政令(平 成4年政令第162号)第1条の規定に より茨城県知事又は茨城県教育委員 会が主務官庁の権限に属する事務を

<u>るために支出した当該公益信託に係</u> る信託事務に関連する寄附金

ウ (略)

2 (略)

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第55条 (略)

第56条 法第348条第2項第9号,第9号 の2若しくは第12号の固定資産又は同項 第16号の固定資産(独立行政法人労働者 健康安全機構が設置する医療関係者の養 成所において直接教育の用に供するもの に限る。)について同項本文の規定の適用 を受けようとする者は、土地については第 1号及び第2号に、家屋については第3号 及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告 書を, 当該土地, 家屋又は償却資産が学校 法人若しくは私立学校法(昭和24年法律 第270号)第152条第5項の法人,公益社 団法人若しくは公益財団法人, 宗教法人若 しくは社会福祉法人で幼稚園を設置する もの, 医療法(昭和23年法律第205号)第 31条の公的医療機関の開設者, 令第49条 の10第1項に規定する医療法人、公益社 団法人若しくは公益財団法人, 一般社団法 人(非営利型法人(法人税法第2条第9号 の2に規定する非営利型法人をいう。以下 この条において同じ。)に該当するものに 限る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法 人に該当するものに限る。), 社会福祉法 人, 独立行政法人労働者健康安全機構, 健 康保険組合若しくは健康保険組合連合会 若しくは国家公務員共済組合若しくは国 家公務員共済組合連合会で看護師, 准看護 師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨 床検査技師,理学療法士若しくは作業療法 士の養成所を設置するもの,公益社団法人 若しくは公益財団法人で図書館を設置す るもの,公益社団法人若しくは公益財団法 行うものとされた公益信託の信託財 産とするために支出した金銭

ウ (略)

2 (略)

(固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 55 条 (略)

第56条 法第348条第2項第9号,第9号 の2若しくは第12号の固定資産又は同項 第16号の固定資産(独立行政法人労働者 健康安全機構が設置する医療関係者の養 成所において直接教育の用に供するもの に限る。)について同項本文の規定の適用 を受けようとする者は、土地については第 1号及び第2号に、家屋については第3号 及び第4号に、償却資産については第5号 及び第6号に掲げる事項を記載した申告 書を, 当該土地, 家屋又は償却資産が学校 法人若しくは私立学校法(昭和24年法律 第270号)第64条第4項の法人,公益社団 法人若しくは公益財団法人, 宗教法人若し くは社会福祉法人で幼稚園を設置するも の, 医療法(昭和23年法律第205号)第31 条の公的医療機関の開設者, 令第49条の 10 第1項に規定する医療法人、公益社団 法人若しくは公益財団法人,一般社団法人 (非営利型法人(法人税法第2条第9号の2 に規定する非営利型法人をいう。以下この 条において同じ。)に該当するものに限 る。) 若しくは一般財団法人(非営利型法人 に該当するものに限る。), 社会福祉法人, 独立行政法人労働者健康安全機構,健康保 険組合若しくは健康保険組合連合会若し くは国家公務員共済組合若しくは国家公 務員共済組合連合会で看護師, 准看護師, 歯科衛生士, 歯科技工士, 助産師, 臨床検 査技師,理学療法士若しくは作業療法士の 養成所を設置するもの,公益社団法人若し くは公益財団法人で図書館を設置するも の,公益社団法人若しくは公益財団法人若 人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地,家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して,市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

付 則

しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地,家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して,市長に提出しなければならない。

(1)から(6)まで (略)

付 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第4 0条第3項後段(同条第6項から第10項ま で及び第11項(同条第12項において準用 する場合を含む。以下この条において同 じ。)の規定によりみなして適用する場合 を含む。)の規定の適用を受けた同法第40 条第3項に規定する公益法人等(同条第6 項から第11項までの規定により特定贈与 等に係る公益法人等とみなされる法人を 含む。)を同条第3項に規定する贈与又は 遺贈を行った個人とみなして、令附則第3 条の2の3で定めるところにより,これに 同項に規定する財産(同法第40条第6項 から第11項までの規定により特定贈与等 に係る財産とみなされる資産を含む。)に 係る山林所得の金額,譲渡所得の金額又は 雑所得の金額に係る市民税の所得割を課 する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の 属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7 年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項

の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の取手市税条例第34条の7第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第2号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。